

令和5年度 企業による森づくり活動の貢献度可視化のための支援業務 仕様書

1. 件名

令和5年度 企業による森づくり活動の貢献度可視化のための支援業務

2. 背景・目的

温室効果ガス(GHG)排出量のネット・ゼロ、カーボンニュートラルの実現、世界的な森林減少・劣化の抑制と森林の回復に向けて、植林や森林保全によるCO₂吸収機能向上への期待が高まっている。特に、途上国では、そのポテンシャルが大きいが、公的資金のみでは不十分であり、企業等による民間資金の導入が期待されている。

近年、国連SDGsの考え方が民間企業等にも浸透し、従来の社会的責任(CSR)という観点のみならず、環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資(ESG投資)の面からも、途上国における植林等の活動(以下、森づくり活動)が注目を集めている。そのような中、民間企業等の森づくり活動を推進していくには、その環境面(CO₂吸収量、生物多様性、防災・減災効果)、及び社会面(地域住民への便益)等の貢献度をいかに信頼性が担保された手法で可視化し、投資家や消費者にアピールするかが重要である。

森づくり活動による環境面の貢献度を評価する手法として、既存の森林認証制度、炭素クレジット認証制度、並びに、科学に基づく目標設定(SBT)が採用するGHGプロトコル等の評価手法がある。しかし、それら国際的な認証制度で要求される基準・指標をクリアするためには、通例、多大なコスト(労力と時間)がかかる。特に、炭素クレジットはあくまで、流通(売買・転売)可能にするためのものであり、自社の森づくり活動の貢献度を可視化するにあたり、必ずしも必須なものとは限らない。森づくり貢献度可視化は、実際に森づくりを行う現場の状況や企業のニーズにより、重視すべき側面や定量化への要求度も異なるはずであり、それに柔軟に対応できるものである必要がある。

そこで、本業務では、民間企業等の森づくり活動による環境・社会面の貢献度を、信頼性が高く、なおかつ低コストで簡易に可視化する手法の開発・普及を支援するため、既存の評価手法の改良、並びに改良した手法の適用可能性を実際の森づくり活動の対象地において検証する。

3. 業務内容

(1) 森づくり活動の貢献度を可視化する指標(可視化指標)の選定

提案者による森づくり活動が実施されている場所を対象として、その場所で可視化したい貢献度に応じた指標(可視化指標)を選定する(各評価対象に応じた指標例は下表の通り)。

可視化指標の選定及び測定にあたっては、既存の評価手法の利用可能性を検討し、対象地の自然・社会的条件、及び森づくり活動の実施内容に基づき、必要に応じて改良する。

表：想定される評価項目、指標、並びに測定（モニタリング）・判断方法（例）

分類	評価項目		指標（例）	測定（モニタリング）・判断方法
環境面	気候変動緩和	炭素／CO ₂	炭素ストック／CO ₂ 吸収量	ストック・チェンジ法／ゲイン・ロス法：面積（リモセン）や炭素ストック係数（地上プロット調査）
	生物多様性（生態系）	生物相	在来種の種数／種組成／希少種・指標種等	センサス法、絶滅危惧種等指標種の在不在
		景観構造	天然林の面積／森林構造の複雑性	GISによる景観解析・定量化
	生産持続性／環境汚染防止	土質、水質	土壌有機物・水質インデックス等	土壌調査、水質調査
自然災害リスクの低減（適応）	山地、河川、沿岸	脆弱性低減インデックス等	インデックスの測定・評価	
社会面	地域住民の福利向上	生計（収入・就労機会など）	販売・自家消費量 追加的勤務日インデックス	面談、アンケート調査、チェックリスト評価を含む簡易農村調査（RRA）、参加型農村調査（PRA）等
		地域社会や先住民族の権利尊重	土地・森林へのアクセス、利用、権利の確保 プロジェクトに関する意思決定への参加度	
両面	高い保護価値（HCV）	HCV 森林の保護（保護林の設定）	HCV アセスメント及び保護面積等	管理記録、リモセン及び地上調査、面談

なお、森づくり活動の対象地、及び可視化指標の選定にあたっては、モデルケースとして他の企業等の参考になるよう、特殊な事例ではなく、なるべく他の企業に普及しやすい事例が望ましい。

（２）選定した可視化指標の実地検証（実証調査）

（１）で選定した可視化指標の適用可能性を実際に森づくり活動の対象地で検証する。

（３）森づくり活動の貢献度を高める植林技術やアプローチの検討

対象とする森づくり活動の貢献度を高めるような植林技術やアプローチがあれば、その効果を選定した指標を用いて可視化する可能性も検討し、必要に応じて実際に森づくり活動の対象地で検証する。

（４）森づくり活動の貢献度を可視化する手法の作成・普及

上記（１）～（３）の結果を基にして、森づくり活動の貢献度を可視化する手法を作成する。その際には、作成する手法にかかる労力、コスト及び時間についても分析し、費用対効果についても検討する。また、調査対象国の政府機関及び研究機関等で説明会を開催し、作成した手法を紹介する。さらに、発注者が主催する日本国内におけるセミナーにおいてもその手法を紹介し、国内外での普及を図る。

(5) 中間報告スライド、及び最終報告書の作成

上記(1)～(4)の実施内容について、契約期間中に2回程度、中間報告としてスライド(15～20枚程度)を作成する。さらに、2024年3月22日までに最終報告書を提出する。なお、中間報告スライド、及び最終報告書のフォーマットは特に定めていないが、調査の背景・目的、対象地、方法、及び結果等を図表・イメージ図等を用いて分かりやすく記載する。

4. 業務実施期間

委託契約締結日～2024年3月22日

5. 成果品

(1) 納入物品（電子データのみ提出）

- ・中間報告スライド:1部(×2回)(上記3の(5))
- ・最終報告書:1部(上記3の(5))

(2) 納入場所

国際緑化推進センター事務所

6. その他

- (1) 受託者は、基本的に、本仕様書、及び提案書に記載された内容に従って本業務を実施する。
- (2) 発注者は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。また、発注者は、必要に応じて、受託者の現地調査に同行し、技術的な支援・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
- (3) 本事業で設置される委員会は、本業務の進捗状況等に関して、業務の目的を達成するために必要な意見・アドバイスを与えるものとし、受託者はそれらを踏まえて業務を実施する。
- (4) 本業務の進捗状況については、上記3(5)の中間報告スライドの他にも、発注者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- (6) 受託者は、業務の目的を達成するために、本仕様書、及び提案書に記載されていない事項で必要な作業が生じたときや、本仕様書、及び提案書に疑義が生じた場合は、発注者に書面をもって協議すること。